

平成21年10月1日以降

一般労働者派遣事業の許可基準が変わります

1 資産要件について

1事業所あたり

- 基準資産額(資産－負債の額) 1,000万円
- 現金・預金額 800万円



- 基準資産額 **2,000万円**
- 現金・預金額 **1,500万円**

2 派遣元責任者の要件について

(1) 雇用管理経験

- 次のいずれかに該当する者であること
 - ① 雇用管理経験 3年以上
 - ② 雇用管理経験＋職業経験 5年以上
(雇用管理経験1年以上に限る。)
 - ③ 雇用管理経験＋派遣労働者としての業務経験 3年以上
(雇用管理経験1年以上に限る。)



- **①(雇用管理経験3年以上)のみに限定。**

(2) 派遣元責任者講習

- 派遣元責任者講習を、5年以内に受講



- **3年以内に受講**

3 適用期日について

- 新規許可の場合：**平成21年10月1日**、既存の許可の更新の場合：**平成22年4月1日**

